

「吹田市不育症検査に係る自己負担額助成金」 申請の手引き

【吹田市不育症検査に係る自己負担額助成金】

不育症に悩む方の経済的負担を軽減するため、国で先進医療として告示されている不育症検査費に対して費用の一部を助成するものです。

【不育症】

妊娠はするけれど、2回以上の流産・死産を繰り返して、結果的に子供を持ってない場合、不育症と呼びます。習慣（あるいは反復）流産とほぼ同意語ですが、不育症はより広い意味で用いられています。

助成金の支給には、いくつかの要件を満たす必要があります。この手引きをよくお読みの上、ご申請ください。

①助成対象者（次の要件をすべて満たす方が対象になります）

- （１）検査実施日時点において、吹田市に住民登録があること
- （２）２回以上の流産、死産の既往があること

②助成内容

【助成の対象となる検査】

- 国が先進医療として告示している不育症検査※
- 上記検査を実施する医療機関として、厚生労働省に承認等されている保険医療機関で実施するもの。
（各医療機関※が承認等された日以降に実施した検査に限られます。詳しくは各医療機関にご確認ください。）

※保険医療機関の一覧は厚生労働省 HP で最新の情報をご確認ください。👉

【先進医療 A 24 番（流死産検体を用いた遺伝子検査 1）】

【先進医療 A 29 番（抗ネオセルフβ₂グリコプロテイン I 複合体抗体検査）】

【先進医療 A 31 番（流死産検体を用いた遺伝子検査 2）】

※31 番は令和 8 年 5 月 1 日から先進医療として告示されました。



【助成の対象となる費用】

- 対象検査に係る検査費用
（入院時の食事代や差額ベッド代、文書料、交通費など検査に直接関係のない費用は対象外です。）

助成額は、医療機関で支払った金額の 7 割に相当する額（千円未満切捨） で、上限金額は 6 万円 です。

（例 1）支払金額：5 万円 ⇒ 助成額：3 万 5 千円

（例 2）支払金額：10 万円 ⇒ 助成額：6 万円（※ 7 割相当額は 7 万円）

（※）助成回数の制限はありません。

③申請期限

検査を実施した日の属する年度の翌年度の 4 月 30 日

※4 月 30 日が休日（土・日・祝日）の場合は、休日以前の直近の開所日（30 日が土曜日の場合は 29 日）切日となります。郵送の場合は、締切日必着となりますので、余裕をもって申請してください。

④申請書類

1 吹田市不育症検査に係る自己負担額助成金交付申請書兼口座振込依頼書

※金額欄の記入は不要です。（審査のうえ、金額は決定します。）

2 吹田市不育症検査に係る自己負担額助成金検査受検証明書

※検査を受けた医療機関に記入してもらってください。各医療機関が定める文書作成料が必要となる場合があります。

3 領収書・明細書 原本（コピー不可）

※後日振込時期に発送する通知書と併せて返送いたします。

※ 1・2 の書類については、吹田市ホームページからダウンロードできます。

⑤助成金の支給

申請書類に誤り等の問題がなければ、申請月の翌々月末に指定口座に振り込みできる見込みです。
支給金額と支給日が決定でき次第、郵送にて通知書をお送りいたします。

⑥その他

【提出・送付先】吹田市児童部 すこやか親子室（吹田市立保健センター内）

住所：〒564-0072 吹田市出口町 19 番 2 号

※申請は郵送でも可能です。申請日は、本市窓口に着いた受取日になります。差出・配達記録が残る簡易書留や特定記録郵便等のご利用をお勧めいたします。郵送事故による申請書の不達について、当方では責任を負えませんのでご了承ください。

⑦Q&A

Q：不育症の治療については、助成対象になりますか？

A：不育症治療の助成については、『吹田市不育症治療に係る自己負担額助成金』申請の手引きをご確認ください。

Q：吹田市外在住時に不育症検査を受けました。吹田市に転入後に申請できますか。

A：吹田市に転入前に受けた検査は助成の対象外です。吹田市に住民登録がある期間に受けた検査が対象となります。

Q：吹田市外の病院で受けた検査は、助成されますか？

A：吹田市外であっても、先進医療として告示されている不育症検査の実施機関として、厚生労働省に承認等されている保険医療機関が実施した検査であれば、助成の対象となります。

【申請受付（送付先）・お問合せ窓口】

吹田市児童部 すこやか親子室（吹田市立保健センター内）

住所：〒564-0072 吹田市出口町 19 番 2 号

電話：06(7220)3796 FAX：06(6384)1175